

令和8年度 第1回根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日 時：令和8年4月17日（金）

午後6時30分

場 所：根室市役所2階防災研修室

1. 開会及び閉会に関する事項

開 会 令和8年4月17日（金） 午後6時30分

閉 会 令和8年4月17日（金） 午後6時55分

2. 委員の出席及び欠席に関する事項

(1) 出席委員 10名

| | |
|-----|---------|
| 委 員 | 吉 田 久美子 |
| 〃 | 西 館 一 |
| 〃 | 松 田 憲 一 |
| 〃 | 江 村 晶 子 |
| 〃 | 坂 卷 秀 敏 |
| 〃 | 山 本 恒 巳 |
| 〃 | 金 濱 憲 |
| 〃 | 齋 藤 信 子 |
| 〃 | 中 本 明 |
| 〃 | 長谷川 俊 輔 |

(2) 欠席委員 2名

| | |
|-----|---------|
| 委 員 | 岡 田 優 二 |
| 〃 | 酒 井 昌 子 |

3. 傍聴者 0名

4. 説明のため出席した事務局職員

事務局職員 5名

| | |
|---------|---------|
| 市民生活部長 | 佐々木 成 人 |
| 市民課長 | 渡 辺 孝 幸 |
| 税 務 課 長 | 成 田 真 吾 |
| 保険・年金主査 | 村 松 大 地 |
| 主 任 | 青 木 匠 |

5. 付議事項

諮問第1号 国民健康保険税の課税限度額の改定について

6. 議 事 等 (◎:議長 ●:委員 ○:事務局)

○渡辺課長 本日は時節柄、ご多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまより令和8年度 第1回 根室市の国民健康
保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。
ここで、事務局職員が人事異動により変更となりましたので紹介をさせてい
ただきます。佐々木市民生活部長、村松保険・年金主査、そして、私が市民課
長の渡辺でございます。よろしくお願いたします。

それでは、開催に先立ち、竹本副市長よりご挨拶申し上げます。

※竹本副市長 挨拶（記載省略）

○渡辺課長 次に長谷川会長にご挨拶を賜りたいと思います。

※長谷川会長 挨拶（記載省略）

ありがとうございました。

次に、本日ご審議いただく諮問事項について、竹本副市長より諮問書を手交いたします。長谷川会長、前の方へお進みください。

※諮問書手交

副市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、以後の議事進行を長谷川会長へお願いいたします。

○長谷川会長 よろしくお祈りいたします。

まず、本日の会議の出席者数についてであります。

委員総数12名に対し、10名の出席をいただいておりますので、当協議会規則第5条の規定に基づき、本日の会議は成立することをご報告いたします。

次に議事録署名委員を指名いたします。

今回につきましては西館委員、中本委員を指名したいと思いますのでよろしくお祈りいたします。

それでは議事に入ります。諮問第1号「国民健康保険税の課税限度額の改定について」事務局より説明願います。

○村松主査 諮問第1号「国民健康保険税の課税限度額の改定」について、ご説明いたします。

議案の1ページをお開き願います。

本日、皆様にお諮りしますのは、「国民健康保険税の課税限度額の改定」について、国民健康保険法第11条第2項、第3項の規定に基づき、協議会の意見を求めるものであります。

本改定につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布、令和8年4月1日に施行されたことに伴うものであります。

「1. 法定限度額の改定」の項目をご覧ください。本改正において、課税限度額を総額で109万円から113万円に4万円引き上げることとなりました。内訳といたしましては、基礎課税額を66万円から67万円に1万円引き上げ、後ほど報告事項におきましてもご説明いたしますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の制定により新たに「子ども・子育て支援金制度」が創設されことに伴いまして、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額3万円が新設となったものであります。

当市におきましては、「2. 根室市の改定案（今回の諮問事項）」として記載のとおり、市中経済への影響等を鑑みて、基礎課税額（医療分）に係る課税限度額の引き上げを1年据え置き、令和9年度に法定限度額と同額の改定を行い

たいという内容と子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）に係る課税限度額として3万円を追加し、令和8年度より実施したいという内容でございます。

また、令和8年度の基礎課税額分および後期高齢者支援金等課税額分につきましては、令和7年度に課税限度額の引き上げを1年据え置き、令和8年度より引き上げを行った後の金額となっておりますことを補足させていただきます。

本改正案につきましては、原案どおりご答申いただきますと、来年度へ向けてしかるべき時期に議会に根室市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

◎長谷川会長 ただいまの説明について、ご発言等はございますでしょうか。

◎長谷川会長 ご発言がなければ、諮問第1号については、原案のとおり承認することによりよろしいでしょうか。

※異議なしの声あり

それでは、諮問第1号については、原案どおり承認することに決定いたします。

なお、本件に関する答申書の作成については私に一任いただくことによりよろしいでしょうか。

※異議なしの声あり

ご異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、報告事項といたしまして、「国民健康保険税の軽減判定所得の改定について」および「子ども・子育て支援納付金について」事務局より説明願います。

○村松主査 2ページをご覧ください。

報告事項となりますが、はじめに、「国民健康保険税の軽減判定所得の改定について」ご説明いたします。

こちらにつきましても、先程ご説明した課税限度額の改定と同様に、地方税法施行令の改正によるものでありますが、表に記載のとおり、5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を30万5千円から31万円に5千円引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を56万円から57万円に1万円引き上げ、低所得者層の保険税軽減措置の拡充を図るものであります。

つぎに、「子ども・子育て支援納付金について」ご説明いたします。

こちらは、子ども・子育て支援法等の一部改正によるものでありますが、本制度は、子育て支援に係る給付の拡充等に必要な財源を確保するため、医療保険制度を活用し、各医療保険者を通じて被保険者から保険料として徴収する仕

組みとされたものであります。

国民健康保険におきましては、当該支援金に係る費用について、新たに「子ども・子育て支援納付金」として都道府県に納付することとなりまして、これに伴い、市町村は、都道府県が算定した納付金を踏まえ、北海道が示す統一保険料率をもって被保険者にご負担いただくこととなります。

内容といたしましては、表に記載のとおり、課税限度額が3万円となりまして、所得割が0.29%、加入者一人当たりの均等割が18歳未満には1,000円が算定されることとなりますが実際には、同額となる1,000円が軽減され実質負担なしとなり、18歳以上に1,100円、また、国保世帯に対しての平等割が1,000円であります。

つぎに、3ページをお開き願います。

参考資料といたしまして、地方税法施行令の改正に伴う、限度額超過世帯及び軽減対象世帯の推移を添付しております。

令和8年3月時点での課税情報に基づく試算でございますが、課税限度額を改正した場合、これまでの限度額超過世帯194世帯のうち59世帯が普通世帯となります。

また、軽減判定所得を改正した場合、総体で2割軽減世帯が4世帯、5割軽減世帯が10世帯増加することとなり、保険税負担の軽減が図られる試算となっております。

以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎長谷川会長 ただいまの説明について、ご発言等はございますでしょうか。

※発言等なし

ご意見がないようですので、次に進めさせていただきます。

最後に「その他」といたしまして、せっかくの機会ですので、皆様からご意見等はございますでしょうか。

※発言等なし

事務局から連絡事項などはございますか。

○渡辺課長 事務局からは特にありません。

◎長谷川会長 他になければ、本日の議事は全て終了といたします。進行を事務局にお返しします。

○渡辺課長 長谷川会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度 第1回 根室市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。